

県道白河羽鳥線と村道 5189 号の交差点に信号機設置を要望する意見書

西郷村内の道路交通網の整備は、国、県、関係機関のご尽力により発展し、村民の暮らしの向上と地域経済の発展に大きく寄与しております。

その一方で、道路交通網の整備に伴い、車両通行が多大になり、交差点において、多くの車両、人身事故が発生しています。

また、今回要望する交差点では、小学生を巻き込む人身事故が発生しました。小学生は重症を負い長期にわたり入院を余儀なくされました。万が一、小中学生が交差点付近を通学していたら、死亡事故が起こってもおかしくない事故でした。

その一週間後にも交通事故が発生しています。過去にはドクターヘリを要請する事故も発生するなど、以前から事故の多発している交差点で、重大な事故が起きないかと危惧する地域住民からの声があります。

さらに、交差点付近には小学校があり、小中学生の通学路になっています。判断能力や対処能力が未熟である子供たちを交通事故から守るためにも、さらにもまして交通安全対策の確保が要求される場所であります。

今回信号機の設置を要望する交差点は、県道を西から進入する際には長い下り坂のためスピードが出やすく、交差点付近に建物があり村道から進入する車が確認できず、東から進入する際には手前の橋に向かって緩い上り坂となっているため非常に見通しが悪くなっています。

また、村道を北から進入する際には、奥の道路が上り坂で、視線が交差点の奥に行ってしまう、交差点に気付かず一時停止をせずに進入してしまう車両があり、重大な事故に発展しています。

村、県でも交通安全対策として、交差点のカラー舗装、交差点手前に看板設置等の対策を行ってきましたが、交通事故が一向に減らない状況であります。

よって、本村議会は、痛ましい交通事故が起こらないように早急に信号機を設置するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 9 日

西郷村議会

福島県知事 様
福島県警察本部長 様
福島県公安委員会委員長 様